

議案第 89 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 11 月 24 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

人事院勧告に準じて、一般職の職員の勤勉手当について支給割合を引き上げることに伴い、特別職の職員の期末手当についても同様の措置を講じる必要があるので、本条例案を提出するものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年箱根町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 190」を「100 分の 207.5」に、「100 分の 205」を「100 分の 222.5」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。